

時事新報

第二千四百二十二號
明治廿二年九月十四日 土曜日
舊曆己丑八月二十日 (癸巳)
日入午後五時四十分
月入午後八時四十分
山入午後九時四十分
電話 東京 八三三三
印刷 東京 八三三三
西曆一千八百八十九年

時事新報定價
 時事新報 一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 改二銀〇一圓月金五十圓〇三箇月前金一圓五十圓〇大箇月前金三圓
 〇一年前金六圓
 〇時事新報社ヨリ直接ニ購フニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
 月二十六箇月送付料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五箇字	一日限	六日迄	七日以上
一行二行	十二日迄	二十日迄	三十日迄

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日限り
 時事新報の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
 前金入額にして地方に郵送する分は此外貼用する郵
 便印紙の代價を申受く可し

來る十月一日より新聞紙の運送税半減して一號に付五
 厘とありたるに付同日以後時事新報社は新報の郵送料
 として一箇月前金十五圓を申受る事に改定せり由て爾
 後郵便運に附す可き地方にても一箇月前金六十五圓
 まで新報の購取相叶候又十月一日以後の前金既に拂込
 相成居候分は前記の割合を以て換算し前金の期日を繰
 越可申候

時事新報

書狀郵税
 我が政府は去る八月七日を以て郵便條例中の一部分を
 改正し第三種郵便物(毎月一回以上發行する定時印刷
 物及其附録)の郵便税を半減し第四種郵便物(書籍、帳簿、
 各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、紙、營業品の見本及
 び雜形、農産物種子)の重量、八匁毎に郵便金二匁あり
 しを三十匁毎に二匁に改めて來る十月一日より改正通
 り施行するの都合として此舉たる我が郵便事業上近
 來の一大美事として我輩は遂て其功徳を稱揚するの機
 會ある可しと信ずるが故に今暫く之を擧げ愛し取願望
 獨の人情より申せば此改正を延て第一種郵便物即ち書
 狀の郵便に及ぼし大之を改正するの運びに至らざる
 しと望まざるを得ず抑も現今の郵便税は書狀重量二匁
 毎に金二匁を課するの法にして我が金二匁の價額は米
 の二匁、美の一ペンス、佛の十サンターム等と相當する
 が故に時の當局者も價額の比例を右等と取りて二匁と
 云へる課税法を定めたるものからんと雖も此二匁と
 對する重量を僅々二匁に限りたるは聊か不可思議なる
 が如し蓋し我が郵便法は西洋諸國の制より據りたる者
 として諸國の郵便重量は多少の相違ありと雖も今英國
 の例を以て申せば内國書狀重量一オンス(我が七匁五
 分強)未滿は一ペンス(我が二匁六厘強)一オンス以上
 二オンス未滿は一ペンス半、二オンス以上四オンス未
 滿は二ペンス是より以上二オンス毎に半ペンスを加ふ
 るの法にして英國にては二匁六厘を以て七匁五分の書
 狀を郵送するを得れども日本にては八匁を擧げざる
 可らず且つ我が郵便規則には重量の増加するに隨ひ其
 郵便税を減するの法なきが故に英國にては右七匁五分
 の重量を擧げたる十五匁を凡四匁にて郵送すればとも
 日本にては十六匁を擧げざる可らず我輩嘗て日本と英
 國との生計を比較するに英國より一週間の諸入費と我
 國の一箇月間の總用と正に相當するの割合にして日常生

活の都合より申せば我が郵便税の如き彼れに比して幾
 分か廉價なる可き筈なるも實際然る能はずして寧ろ反
 對の割合を呈するは我輩の毎度遺憾とする所なり然り
 と雖も彼我の形勢固より相同じきを待す郵便物の多
 寡の如きも雙方異常の相違あるが故に通常書狀の郵送
 料を金二匁と定めたるは實地算術上より來りたる數な
 りとして暫く擧げ其重量を僅々二匁と限りたるは如何
 日本古來の習慣にては書狀に用紙を精選して丁寧さ
 る用意を示すが爲めは或は彼の奉納紙を用ひ紙筆も亦
 心を以て墨墨々々鏗鏘を振ひ雲龍龍の字跡に由り
 て人品素性を懸重する程の始末ありしが故に手紙に紙
 面を費すと彼の西洋復書狀の當り端脚字を擧列する
 者の比に非ず且つ近年に至りては狀袋の用も廣まりた
 りれども往時之を略儀と見做し達筆の手紙を封紙と包
 みて郵重を目方を加へたるが故に凡そ一封の書狀に就
 き重量五六匁は通常にして從來日本の往復書狀は西洋
 書狀に比較して割合に嵩張りたるものゝ如し斯かる慣
 行ある日本社會にてありながら郵便條例を制定するに
 當り二匁云々の算術は蓋し不審なるが如きれども
 ラ、此郵便法の世に出でたる時代を按ずるに明治の
 初年文明風の吹き廻はしよて總べて郵務を一掃し事々
 物々簡便を悦ぶの人情は往復文書の體裁まで及び御
 家流の達筆も廢れて前略云々の短文を尙び封紙と代ふ
 るに狀袋を以てするは勿論、此頃よりして彼の膠皮紙
 を用ふる者が増し薄紙細字の短簡を手輕く一片の狀袋
 に封じて其用を達するの趣向を成したれば當時郵便事
 務の局に當りたる者も輕便手紙の流行に連れて書狀の
 重量を二匁と定め初例一出復た之を怪しむものなく因
 襲の久しき今日に至りて未だ其改正を見ざるものにて
 もあらんか斯の如く重量を少額に限れば二匁以上の書
 狀を作りて其書狀の目方に隨ひ二匁又二匁大書禁止稅
 を課せらるゝと恐れ人々相戒めて薄紙細字の方を撰
 んみ文學上より云ふときは自然文章の美を毀し筆跡の妙
 を損するの趣なきを得ず左きだに社會の進歩するに
 隨ひ人事はますます複雑して通信應答の簡便を増し一
 筆啓上火の用心阿せん位すな馬肥せなど云へる短辭を
 以て今の人事を言ひ盡くすと思ひも寄らざる次第なる
 が故に我輩は我郵政の當局者が先般第三種第四種郵便
 物の課税重量を改正したる其主義を布行して遂て第一
 種郵便物即ち普通書狀に及ぼし人事の進歩に伴ふて書
 狀の不便窮乏を除かんを取願望獨の情に於て偏に希望
 に堪へざるなり

臨時評議會 其節にては今後各府縣の知事召集
 して臨時評議會を開く筈ありと噂せり

○村會議員選舉 前號の紙上に既述の極、人命と
 言ふと雖し却て北原郡大原村の議員森川政八氏
 人の爲めに非命の最後を遂げざる能はざれば其
 時報を聞くに元來同村又は役場黨壯士黨の兩派ありて

去月十七日一級村會議員の選舉を行ひたる頃より
 の競争劇げしくありしも該選舉は違法の塵ありとて郡
 長は之を無効とするの裁定を與へしかば本月十三日更
 に一級選舉をささんとしたるも兼て相敵視せる兩派の
 むどにせしめれば互に自黨の勝利を得んものと自方味方
 を慕りしに同村は元と橋橋、小澤、藤上、藤咲等の諸組
 相合して大原村とありたる一大村なれば是等の部落中
 敵もあれば味方もあり將た又中立のものもある其中に
 藤咲組と云へるは最も大なる部落なれば兩黨ともに其
 向背に氣を揉みたりしに借ていよく開票の時となり
 役場黨稍々多數を占めたるより壯士黨は憤懣措く能は
 ず去る七日午後八時頃杉本彌重等數十名の壯士各々獲
 物と稱へて藤咲組に闖入し森川政八小侯又右衛門の兩
 氏を襲ひ森川氏を其場に懸し小侯氏に傷を負はせたる
 由右に付去る八日獲物警察署に拘引せられたるは杉本
 彌重、佐藤直次郎、福地治郎右衛門、藤村壽豊、鈴木治平
 中根三の六名なりと

○加路戸新田の人民郡役所に迫りたる詳報 前日の紙
 上に三重縣桑名郡加路戸新田の人民五百名程數額の筋
 ありとて桑名郡役所に押掛けたる趣記載せしが今其詳
 報を聞くに去る六日午後三時頃木曾崎村元加路戸輪中
 各大字村の總代二十五名計桑名郡役所に來り郡長に面
 會を請ひ出願の筋ある旨を申出でしかば前川郡築の兩
 郡書記出で、總代の者共其接し其の次第を開きたるに
 先般水害の折救助の儀を願ひ出でしに當時郡長より夫
 々手續もある事故正規通りに出願すべし然らば其筋へ
 上進して及ぶ丈の盡力をなせしやるとの説諭ありしに就
 き爾來相當の手續を踏んで請願したる心併なれども幾
 度か請書は却下となりし今や疲弊其極に達し飢餓且
 夕に迫り被害地の人民二千餘名は坐して死を待つより
 外餘術なきの有様となり就ては郡長又は前言を履ん
 て我々の願書を受理し其筋へ進達されたく然らずして
 唯願書をば却下するのみにては甚だ困難するに付き
 如何にせば可きか出願の手續を教えらるゝなり孰れ
 もか取計ありたし云々の意旨ありしかば郡書記にも開
 け尤のふどにして官民ともに其情を知るものは憐れま
 るにあらざれども救助等に関しては夫々規則のありて
 安りし許可する際にも行き兼ねるより寧ろ兼て受負た
 る木曾川中心土砂浚渫工事にたづさはり自營自食の道
 を立て今日に差支をささるゝ工風して然る後徐らよ二
 三の總代を以て程かに願出づるも尋常あるべしと總
 々説諭の折柄俄か表の方に當りて騒々しき聲のな
 ければ郡吏は何事の出来せしにやと直に出で、之を見
 れば總數凡そ六百餘名の農民も、銃等も着用して郡
 役所の内外に充満し往々罵詈するものさへありし程な
 りれば不穩の舉動に及ぶやも計り難しとて郡役所にては
 警察署員數人を發する杯夫々警戒をなしたる上人民に
 諭すに、一と先づ本城寺へ引取るべき旨を以てし而して
 山本郡長、前川、郡築の兩郡書記も同寺へ出張して百方
 説諭せし中々聞き入れず中には侮辱の言をさへ吐く
 ものあり不穩の形勢十分顯はれしかば數名の警察官
 は現場に出張してスハと云はれしに應ずる用意なき
 折木會崎村助役白木邊次氏は遠早其處に馳せ來
 り一時農民を諭し置きて各村よりの總代二三名を別
 本堂に招き親切に利害を説きたるにて一同無事に引取
 らすふどに内決し獲て群衆を率ひて歸村したる由尤も
 今回強硬に及びたるものは概ね小作人のみにして畢

○若松の獨立信
 程山川浩氏の同
 等の相談を
 樂部ある名稱を
 ○臨時熊本縣會
 支出豫算の追加
 ○民事上告事件は
 事上告事件は
 に梅岡清となり
 るよし
 ○神宮の遷宮
 たるが如く來る
 郡の祭主久遠堂
 たる人々は孰れ
 るよし
 ○管長勸諭の
 今十四日該管長
 得たりと
 ○私設大詔問
 私設大詔問
 右燈竿は不完全
 戒を遵奉せず
 るものなりと
 ○日本演藝協會
 正副會長も更
 總會を開きて第
 れば遠からず演
 ○損害二十一
 地警の爲めに
 事なるが今同市
 對し種々取調の
 左の如しとい